

## ワクチン接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 学生の福利厚生及び実習先から免疫獲得を求められる現状を考慮し、後援会がワクチン接種にかかる費用の一部を助成する。

(助成対象ワクチン)

第2条 助成対象ワクチンは、B型肝炎ワクチン及びインフルエンザ HA ワクチン（以下「インフルエンザワクチン」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の要件を全て満たす学生とする。

- (1) 後援会費の不払いがない学生
- (2) 申請する年度において次表に定める期間にワクチンを接種した学生

B型肝炎ワクチン	4月1日から12月末日まで (ただし、新入生においては、ワクチン接種説明会の日から12月末日まで)
インフルエンザワクチン	10月1日から12月15日まで

(助成内容等)

第4条 助成金額、助成対象とする接種回数、提出するもの、申請期間、支払方法及び申請に当たっての留意事項は、原則として別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

## 別表

区分	B型肝炎ワクチン	インフルエンザワクチン
助成金額	接種費用の半額 限度額は5,000円	1,000円
助成対象とする接種回数	在学中1クール3回接種分まで	各年度において1回接種分まで
提出するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B型肝炎ワクチン接種費用助成願(様式1)</li> <li>・領収書等接種ワクチン、接種年月日、医療機関及び費用が証明できる書類(コピー可)</li> <li>・振込口座が証明できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザワクチン接種証明書兼領収書(様式2)</li> <li>※医療機関が証明しなかったときは、領収書等接種ワクチン、接種年月日、医療機関及び費用が証明できる書類(コピー可)を添付すること</li> </ul>
申請期間	4月1日(新入生においてはワクチン接種説明会の日)から1月20日(該当日が土・日曜日の場合は、翌月曜日)まで ※接種期間は12月末日まで	12月1日から大学が定める冬季休業開始日の前日まで(ただし、土・日曜日を除く)
支払方法	銀行口座払い	現金払い
申請に当たっての留意事項	3回の接種が終了してから申請すること	